

○大府市政策法務推進条例

令和5年12月22日大府市条例第29号

大府市政策法務推進条例

地方自治体には、住民の福祉の増進という目的を果たすため、日本国憲法や地方自治法により、自ら条例を制定する権限や法令を自主的に解釈する権限が認められています。1990年代以降進められてきた地方分権改革により、これらの権限が拡大されたことに伴い、地方自治体の主な役割は、国の政策を執行することから、地域の実情に合わせた政策を自主的に立案し、執行することへと変化してきています。そのため、全ての地方自治体には、まちづくりを推進し、地域特有の課題の解決を図るための手段として、地域適合的に法令を解釈運用するとともに、地域の実情に応じた独自の条例を制定する「政策法務」の取組を推進することが強く求められるようになりました。

こうした状況の下、本市は、以前から政策と法務を一体不可分のものとして捉え、政策の理念や方向性を広く市民と共有するとともに、政策の実効性や継続性を確保し、本市を取り巻く様々な課題を解決するため、政策法務によるまちづくりを積極的に推進してきました。市内で発生した認知症の方の鉄道事故を契機とした全国初となる「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者等への差別的取扱いや誹謗(ひぼう)中傷を禁じた「大府市感染症対策条例」、人権侵害を許さないという強い決意を示した「大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例」など、数々の本市独自の条例制定を通じて、「地方自治の本旨」の体現に努めています。

現在、地方自治体を取り巻く環境は、かつてないスピードで変化しており、住民が求める幸せの形も多様化しています。また、地方分権や地方創生の推進に伴い、地方の取組が国の政策へ与える影響も大きくなっています。こうした中で、これまで本市が推進してきた「政策法務によるまちづくり」を将来にわたり継続しつつ、さらに発展させることにより、いつの時代においても市民の求める幸せを叶えられるまちの実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市の政策法務の推進に関し、基本理念を定め、市及び市職員の責務を明らかにするとともに、政策法務の推進に係る施策の実施について必要な事項を定めることにより、政策法務によるまちづくりの推進及び地域課題の解決を図り、もって市

民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 政策法務 法を政策実現の手段として捉え、地域適合的に法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）を解釈運用し、地域特性に応じた独自の条例等（条例及び規則をいう。以下同じ。）を定め、かつ適時に法令及び条例等の運用の改善並びに条例等の改正を行う法的な活動をいう。
- （2） 法 法令及び条例等その他市における事務事業の執行の根拠となる法的な規範をいう。
- （3） 政策実現 まちづくりの推進及び地域課題の解決を行うことをいう。
- （4） 法務能力 法的知識及び法的思考力に基づいて、適切に職務を行い、及び政策実現を図ることができる能力をいう。

（基本理念）

第3条 政策法務の推進は、次に掲げる基本理念に基づいて取り組まなければならない。

- （1） 法を政策実現のための有効かつ主要な手段の一つとして捉え、積極的に活用すること。
- （2） 常に市民の視点に立って推進すること。
- （3） 法の遵守を徹底し、法的リスク管理の観点から推進すること。
- （4） 市職員一人ひとりの法務能力の向上を図ることにより推進すること。
- （5） 適切な役割分担により、全庁的かつ組織的な取組として推進すること。

（市の責務）

第4条 市は、政策法務の推進のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、まちづくりの基本理念、行政運営の基本的事項その他の条例で定める意義が認められる事項については、別に定める基準に従い、積極的に条例で定めるものとする。
- 3 市は、前項に規定する事項を定める条例の制定又は改廃に当たっては、別に条例で定めるところにより、市民から意見を聴かななければならない。
- 4 市は、政策実現に当たり、国又は県による立法措置が必要な場合は、国又は県に対し、積極的に意見又は要望を述べるよう努めなければならない。

（市職員の責務）

第5条 市職員は、法を遵守し、適切に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、職務に係る法の趣旨、目的等を理解し、適切にこれを遂行するとともに、市民に対し当該職務に係る法の趣旨、目的等を的確に説明するよう努めなければならない。

3 市職員は、自らの法務能力の向上を図るよう努めなければならない。

（政策法務の推進に係る施策の実施）

第6条 市の政策法務の推進のため、次に掲げる施策を総合的に実施する。

- （1） 市職員の法務能力の向上に資する研修等の充実
- （2） 全庁的に政策法務の推進に取り組むための組織体制の整備
- （3） 条例等の定期的な点検及び評価
- （4） 法の遵守の徹底及び法的リスクの軽減を図るための体制の整備
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市の政策法務の推進のために必要と認める施策

（推進計画）

第7条 市の政策法務の推進に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、大府市政策法務推進計画を定めるものとする。

（政策法務推進アドバイザー）

第8条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき、大府市政策法務推進アドバイザー（次項において「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 アドバイザーは、政策法務の推進に関し、必要な調査及び助言を行う。

（政策法務委員会）

第9条 市の政策法務を円滑に推進するための庁内組織として、大府市政策法務委員会（以下「政策法務委員会」という。）を置く。

2 政策法務委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（条例の制定改廃）

第10条 市は、新たな条例の制定及び重要な条例の改廃に当たっては、市の政策の方向性を決定するための庁内会議において当該条例の立案方針、規定内容等について検討するとともに、当該条例案を政策法務委員会に付議するものとする。

2 市は、新たに制定する条例には、その趣旨、目的等に照らして適当でないものを除き、

一定期間経過後の検討及び見直しを行う旨の条項を盛り込むものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。